

平成 28 年度
松前幼稚園・古城幼稚園

園児募集

●受付期間

9月1日(火)～16日(水)

8時30分～17時15分

(土・日を除く)



みんなでくっついた
友達と一緒にいるとうれしい



ぼくたちがついたおもち
おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に



見ててね、こうやってするよ
優しい気持ちを持って



せんせい、きもちいいねえ
心地よさと共に感じながら

●入園資格

町内に住所があり、在住している3歳児
(平成 24 年 4 月 2 日～25 年 4 月 1 日生まれ)
※ 4、5 歳児の入園希望者は学校教育課へお問い合わせ
ください。

●定員

松前幼稚園 35 人、古城幼稚園 35 人
※ 定員を超える場合は抽選とします。
※ 現在 3、4 歳児のクラスに兄弟がいる場合は優先します。

●保育時間

・登園 8 時 30 分～9 時
・降園 月 12 時、火～金 14 時
※ 火～金は手作りのお弁当を持たせてください。
※ 保護者と一緒に通園してください(駐車場少し有)。

●利用者負担額

6,000 円(月額)
※ 町民税の所得割額(父母合算)が非課税の世帯などは、安くなる場合があります。詳しくは、学校教育課へお問い合わせください。

●申し込み方法

学校教育課に「入園願」「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」を提出してください(印鑑が必要)。書類は町ホームページからダウンロードできるほか、学校教育課、各幼稚園にあります。

●問い合わせ

学校教育課 ☎ 985-4134
松前幼稚園(北黒田 966-2) ☎ 984-1456
古城幼稚園(筒井 1387-1) ☎ 984-2354

結婚50年目のご夫婦をお祝します

金婚式を迎えるご夫婦のお祝いを、4月に行われる各校区の老人クラブ総会に併せて行います。

町内在住で結婚50年目（昭和41年中に結婚）のご夫婦は、各校区の老人クラブ会長が健康課地域包括支援センター係に連絡してください。

●松前校区会長 重川 源
☎984-2208

北伊予校区会長 谷口 圭祐
☎984-0047

岡田校区会長 杉 正信
☎984-0053

健康課地域包括支援センター係
☎985-4205

町制60周年記念

「口から食べたい」講演会参加者募集

伊予歯科医師会と町は、障がい
で口から食べることが難しくなっ
た人の「口から食べたい」との思
いにどう向き合っていくかを考
える機会として、講演会を行います。

▼日時 9月27日（日） 9時30分～16時

▼場所 文化センター 広域学習ホール

▼内容 ◆講演1（専門職向け…9時45分）「摂食嚥下障害の最新のエビデンスと克服法」 長崎大学リハビリテーション部 理学療法士 神津玲先生

※専門職以外も参加できます。

◆講演2（一般市民向け…13時30

分）「義歯装着の心身に及ぼす驚くべき効果」 大分県佐伯市開業歯科医師 河原英雄先生

▼参加費 無料

▼申し込み方法 はがきに氏名・住所・職業を記入して申し込んでください。後日受講票を送ります。

※専門職は別途申し込みが必要です。お問い合わせください。

▼申込先

伊予地区在宅歯科医療連携室
〒791-2132 伊予郡砥部町大南785 稲田歯科医院内

●升田歯科

☎984-0005

正しく理解して適正な受療を

柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術

町内の事業所数も増え、気軽に利用できる整骨院や接骨院ですが、保険が使える場合が決まっています。

医療費は、皆さんの大切な保険料から支払われています。かかり方を正しく理解し、適正な受療を心掛けてください。

●保険が使える場合

・急性の外傷性のけがの場合
ねん挫、打撲、肉離れ、骨折や脱臼の応急手当

●保険が使えない場合

・疲労や年齢からくる肩こり、腰痛や体調不良など
・スポーツでの筋肉疲労
・神経痛、リウマチ、関節炎、ヘルニアなどの病気が原因の痛み
・保健医療機関で治療中のもの
※通院日数と医療費通知の日数が異なる場合は相談してください。

※領収書を必ず受け取りましょう。

●保険課医療保険係

☎985-4107

「ジェネリック医薬品」を知っていますか

ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れた後に販売される、新薬と同じ有効成分、効能や効果を持つ医薬品です。品質や安全性についても国が審査をしています。

町でも、安価で自己負担と国保の費用が抑えられるジェネリック医薬品の使用促進を行っています。

●ジェネリック医薬品希望シール

7月下旬、新しい保険証の中にジェネリック医薬品希望シールを同封しました。保険証やお薬手帳

に貼ることで、医師や薬剤師に希望を伝えることができます。

●ジェネリック医薬品利用差額通知

ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、いくら安くなるか見込みの金額を通知しています（差額が百円以上となる人を対象）。

※ジェネリック医薬品の使用を強要するものではありません。使用は医師や薬剤師に相談してください。

●保険課医療保険係

☎985-4107

糖尿病は県内ワースト1 生活習慣病の医療費



みんなで受けよう
特定健診
保険課医療保険係
☎985-4107

松前町国民健康保険における平成26年度の生活習慣病にかかった1件あたりの入院医療費を、県内の22の保険者(20市町の国保+2国保組合)と比べました。県内でも高額であることが分かります。

疾病	医療費（円/件）	県内順位
糖尿病	636,037	1位
高血圧症	620,260	2位
脂質異常症	553,495	4位
脳血管疾患	684,257	2位
心疾患	675,995	6位
腎不全	682,826	9位

次に特定健診を受けた人と受けていない人の生活習慣病1人あたりの医療費(※)を比べてみると、

受けた人	受けなかった人
5,723円	35,892円

3万円の差

特定健診の受診の有無により医療費に3万円の差が出ています。これは、健診結果に基づき生活習慣を改善したことが、差が出た一因と考えられます。

今月の広報と一緒に総合健診の申込書を同封しています。生活習慣を見直すきっかけとするためにも、ぜひ健診を受けましょう。

※生活習慣病の医療費総額を生活習慣病者数で割った数値

国保資格喪失後の受診に注意してください

就職などで職場の健康保険に加入すると、国保の資格は喪失します。加入した健康保険の保険証の交付が遅れても、国保の保険証で受診しないよう注意してください。

受診した場合、職場の健康保険が負担すべき医療費を町が立替えることになるので、受診者にその費用を返還してもらいます（費用は職場の健康保険に請求できませんが、手続きが必要です）。

●職場の健康保険に加入したら：

新しく加入した健康保険証、国保の保険証、印鑑を持って国保資格喪失手続きをしてください。

●保険証交付前に病院へ行くとき勤務先などを通じ「健康保険被保険者資格証明書」を年金事務所に発行してもらってください。証明書が間に合わず、やむを得ず受診するときは、加入手続き中であることを必ず病院に伝えてください。

●保険課医療保険係

☎985-4107

国民年金後納制度が終了します

後納制度は、過去10年以内の納め忘れた国民年金保険料を、さかのぼって納めることができる制度です。この制度が、9月末で終了します。

この制度を利用することで、年金の受給資格が得られたり、将来受け取る年金額を増やしたりすることが出来ます。

利用するには、事前に申し込みが必要です。ただし、既に老齢基礎年金を受給している人や65歳以

上で老齢基礎年金の受給権のある人は申し込みできないほか、審査の結果、制度を利用できない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

●国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570-011-050

松山西年金事務所国民年金課

☎925-5175

町民課住民係

☎985-4106

地籍調査成果の閲覧を行っています

平成26年度に地籍調査を行った「北川原の一部地区」と「南黒田の一部地区」の閲覧を行っています。調査結果に基づいて作成した地図と簿冊に誤りなどがある場合は閲覧期間内に申し出てください。

日時・場所

9時～17時の間で、各地区ごとに次の通り閲覧を行っています。※両地区とも、9月4日(金)と9月13日(日)は除きます。

国勢調査を行います

国勢調査は、少子高齢化社会の日本の未来を描くため、社会福祉、雇用施策や防災対策などで役立てられる大切な調査です。平成27年10月1日現在、日本に住んでいる全ての人を対象に行います。

今回は、先にインターネットでの回答を受け付け、それ以外の世帯に、紙での調査を行います。

9月10日(木)から調査員がインターネット回答用の書類を配布します。スマートフォンやパソコンを利用している世帯の人は回答してください。詳しくは、国勢調査キ

【北川原の一部地区】
・塩屋集会所 9月3日(木)まで
・役場4階401会議室
9月5日(土)～9月18日(金)
【南黒田の一部地区】
・南黒田公民館
9月3日(木)まで
・役場4階402会議室
9月5日(土)～9月18日(金)
問 産業課国土調査係
☎985-4127



ンバーサイト(<http://kokusei2015.stat.go.jp>)で確認します。

紙で調査票を提出する場合は、調査員に直接提出するか、調査票に同封の封筒で郵送してください。調査内容は、統計の作成に関連する目的以外には使用しません。

問 国勢調査コールセンター
10月31日までの8時～21時
☎0570-07-2015
(IP電話の場合)
☎03-4330-2015
財政課統計電算係
☎985-4101

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給

戦後70周年にあたり、戦没者等の尊い犠牲に対し、国が戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給します。

▼対象者 戦没者等の死亡当時の遺族で、平成27年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、次の順番による先順位者1人に支給されます。

①平成27年4月1日までに、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者等の子

③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時の生計関係の有無などで順番が替わります。

④①～③以外の戦没者等の三親等内の親族

※戦没者等の死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

▼支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

▼請求期限 30年4月2日(月)

▼その他 請求手続きには、戦没者等の氏名、生年月日、印鑑、請求者の戸籍抄本(27年4月1日現在)などが必要です。また、受給要件により、別途必要な書類の提出をお願いすることがあります。

問 福祉課障がい福祉係
☎985-4155

下水道 水の未来を 守る道 9月10日は下水道の日

「下水道の日」について

下水道を普及するため、昭和36年に「全国下水道促進デー」として始まり、平成13年に「下水道の日」となりました。

松前町の下水道

平成14年度から利用できるようになり、現在、筒井・浜・南黒田・北黒田・西古泉の一部地区で利用されています。沿線の人は、下水への接続にご協力お願いします。

下水道の役割

①さわやかな生活 トイレが水洗化され、衛生的で快適な生活ができるようになります。

②街がきれいに 家庭などの汚水

が下水管に流れるようになり、悪臭や蚊・ハエなどの害虫の発生を防いで街を清潔にします。

③川や海がきれいに 汚水が川や海などに直接流れず水質が保たれ、豊かな自然が守られます。

④下水道を利用する皆さんへ 公共下水道に排水を流す場合は必ず使用開始の届け出を、使用を一時的に止める場合や配水設備を撤去する場合は使用休止・使用廃止の届け出をしてください。

問 上下水道課下水道業務係
☎985-4126



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

松前の防災力

総務課危機管理係
☎985-4103

大規模災害に備えて 水道施設の応急活動の協定を締結

地震などの大規模災害が発生したとき、町だけでは水道施設の被害調査、給水や復旧などの応急活動は難しいと考えられます。

そこで、水道施設工事を専門とする業者が加入している「松前町管工事業協同組合」と8月11日、「災害時における水道施設に係る応急活動への協力に関する協定」を締結しました。

役場で行われた調印式には、白石町長と松前町管工事業協同組合の上田英明理事長をはじめ、関係者が出席し、協力を誓いました。



この協定の締結により、大規模災害が発生したときには、町と同組合が協力して水道施設の応急活動を進めていきます。



ガスの入った缶は 正しく分別を

7月下旬、埋立ごみを収集中の車から出火し、火災が起きました。

出火の原因は、スプレー缶の中に残っていた可燃性のガスへの引火です。



このような危険なことを繰り返さないため、次の通り分別してください。

●カセットボンベ・ヘアスプレー

穴あけはせず、毎月第4土曜日に、金属とは別の袋に入れて出す。



●ガスライター

使い切り、埋立ごみの日に出す。



問 町民課ごみ対策係 ☎985-4117

「おたたさんで交通茶屋」を行います

秋の全国交通安全運動（9月21日～30日）を前に、第7回「おたたさんで交通茶屋」を開催します。

▼日時 9月12日（土）11時～

▼場所 エミフルMASAKIグリーンコート

▼内容 交通安全グッズの配布、パトカーや白バイの試乗

町民課コミュニティ係

☎985-4228



昨年の様子。おたたさんの装いで、交通安全の啓発を行います。

まさき文化祭 参加者募集

町制60周年記念の文化祭を盛り上げてくれる人を募集します。

獅子舞競演会

▼日時 10月24日（土）、25日（日）

※時間は調整します。

▼資格 各分館獅子舞保存会ほか

▼申し込み方法 はがきか電話で、住所、団体名、代表者名、電話番号を伝えてください。

フリーマーケット出店者

▼日時 10月25日（日）10時～16時

▼資格 町内在住で個人かグループによる出店（業者は不可）

参加費 無料

▼出店品 家庭の余剰品、リサイクル製品、手づくり品など（飲食物、動物は不可）

▼申し込み方法 はがきに住所、氏名（グループはグループ名と代表者名）、電話番号を記入して申し込んでください。

【共通事項】

▼場所 庁舎前駐車場

締め切り 9月25日（金）

▼申込先 社会教育課生涯学習係
〒791-3192

松前町大字筒井631番地

☎985-4135

松前町産業まつり「たわわ祭」出店者募集

第3回となる今回の「たわわ祭」は、町制60周年を記念して、規模を拡大して開催します。

この祭りは、町の産業の魅力を多くの皆さんに知ってもらうことができる絶好の機会です。ぜひ応募してください。

▼日時 11月14日（土）、15日（日）9時～16時

▼場所 まさき村店舗前駐車場（エミフルMASAKI敷地内）

▼資格 11月14、15の両日に参加できる次のいずれかの企業など

・町内の企業、組合、個人事業者
・町内で活動している公共性のある団体（宗教的・政治的活動団体を除く）

▼出店内容

・特産品などの展示販売
・飲食などの実演販売
・企業展示・PR
・団体によるバザー など

▼申し込み方法 申込書に必要事項を記入し、窓口に提出するか、郵送、メール、FAXで申し込みください。

※申込書は、産業課と商工会の窓口で配布しているほか、町ホームページからダウンロードもできます。

▼締め切り 9月30日（水）



▼申込先・問い合わせ先
産業課商工水産観光係
〒791-3192
松前町大字筒井631番地
☎985-4120
FAX 985-4147
メール 212syoko@town.masaki.ehime.jp

松前町商工会
〒791-3110
松前町大字浜809番地1
☎984-1427
FAX 985-0913
メール info@masakisci.or.jp



松前町町制60周年記念 サイクリングフェスタ 2015



参加者募集

◆日時 10月25日⑨ 9時30分～（受け付け8時～）

◆場所 松前公園体育館前広場ほか

◆内容

- ①松前町周遊コース ゆったりサイクリングの旅
田園風景や親水公園など町内をサイクリング
- ②ランニングバイク選手権大会 2015
ペダルがない「ランニングバイク」で速さを競う

◆対象 ①小学生～成人（中学生までは保護者同伴）
②2歳～6歳の未就学児

◆募集人数 ①200人②150人（男女各年齢30人ずつ）
※応募多数の場合は、抽選を行います。

◆料金 ①2,500円②1,500円

◆応募方法 テレビ愛媛ホームページ内
（<http://www.ebc.co.jp/index.asp>）の募集
ページから応募してください。

◆応募期間 9月1日④～9月25日⑤
⑨松前町町制60周年サイクリングフェスタ
2015 実行委員会（テレビ愛媛内）
☎943-1115

ランニングバイクはペダルがなく足で蹴って進むので、自転車に乗れなくても楽しめます。



まさきファミリー・サポート・センター 「ma★ma・ほっと」

ふれあい交流会

地域の皆さん、利用会員やサポート会員が一緒に楽しいひとときを過ごすため、ふれあい交流会を開催します。

- ◎日時 10月3日⑤
9時50分～12時（受け付け9時30分～）
- ◎会場 福祉センター2階 あそびステーションほか
- ◎内容 9時50分 サポート会員紹介と簡単な手遊び
10時 「不思議いっぱい!! 動物ランド」
※ とべ動物園の飼育員さんとクイズ、ゲームやウサギの心音聴診などを行います。
- ◎申し込み方法 電話か窓口で氏名、電話番号をお知らせください。
- ◎締め切り 9月11日⑤



ファミサポ登録説明会を随時行います。利用会員・サポート会員登録を考えている人は、この機会を利用してください。

◎申込先・問い合わせ

まさきファミリー・サポート・センター ☎960-3269
子育て支援センター ☎985-4145

10月から「マイナンバー」通知

やむを得ない理由で
受け取りが難しいときは

マイナンバーの 送付先変更ができます

(イメージ)



平成27年10月からマイナンバーをお知らせする「通知カード」が住所地に送付されます。

住所地と住んでいる居所が違う場合、住民票の変更の手続きを行っていないと通知カードを確実に受け取ることが難しくなります。

次のやむを得ない理由により、住民票の住所地で通知カードを受け取ることが難しい人は、居所情報登録申請の手続きを住民票のある市町村で行ってください。

▶ やむを得ない理由で申請が必要な人

- ・東日本大震災による被災者で、住所地以外の居所に避難している人
- ・DV、ストーカー行為等、児童虐待などの被害者で、住所地以外の居所に移動している人
- ・一人暮らしで、長期間、医療機関・施設などに入院・入所している人

申請によって、上記の理由などでやむを得ないと認められた場合に、送付先を変更して通知カードを送付します。



▶ **申し込み方法** 居住情報登録申請書に、次の書類を添えて、住民票のある住所地の市町村窓口提出するか郵送してください。

- ・申請者の本人確認書類（運転免許証など）
- ・居所に居住していることを証する書類（公共料金の領収書など）

※ 代理申請の場合

上の書類に加えて、代理人を証明する書類（委任状など）、代理人の本人確認書類が必要となります。

申請書は、市町村窓口や各種相談機関（配偶者暴力相談支援センター、警察署、法テラスなど）で配布しているほか、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/）からダウンロードできます。

▶ 締め切り

9月25日(金)

(郵送の場合は必着)

▶ 申込先・問い合わせ

町民課住民係

〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井631

☎ 985-4105

9月20日～26日は「動物愛護週間」

動物との絆を結ぼう

9月20日から9月26日は動物愛護週間です。

動物は、私たちの生活を豊かにしてくれるかけがえのない存在です。その一方、鳴き声やふん尿の放置による悪臭などトラブルも絶えません。さらに、動物を捨てたり虐待したりする事件も増えています。

飼い主には、動物の面倒を見る自覚と責任感が求められます。この機会に動物との関係を見直しましょう。

🐾 犬を飼うときは

▶ 登録をしましょう

犬を飼い始めたら30日以内に登録して、犬鑑札の交付を受けてください。未登録の場合や登録事項を変更する場合は、町民課に届け出をしましょう。

▶ 狂犬病の予防接種を受けましょう

犬を飼い始めて30日以内と、毎年4月1日から6月30日の間に予防接種を受ける必要があります。4月に行う集団接種か動物病院で個別に接種してください。

▶ 散歩中のトイレの始末はしっかりと

トイレはできるだけ自宅で行う習慣をつけ、散歩中の場合はふんは持ち帰り、尿は水で流しましょう。

▶ リードを装着しましょう

周りの人への危害を防止し犬の安全を守るためにも、きちんとリードをつけましょう。リードは伸びないタイプのものを使用し、短く持って散歩しましょう。

▶ 鳴き声から気持ちを汲み取りましょう

犬が鳴くのには理由があります。鳴き方や犬の周囲の状況をよく観察し、なぜ鳴くのかを把握しましょう。

🐾 猫を飼うときは

▶ 室内で飼いましょう

屋外は、猫白血病などの伝染感染症や交通事故などの危険があるほか、ふん尿や花壇を荒らすことで近所に迷惑をかけてしまうこともあります。

猫は、環境を整えれば室内でストレスなく過ごすことができます。室内で飼うことを考えましょう。



🐾 動物由来感染症に注意しましょう

- 動物由来感染症は、狂犬病や鳥インフルエンザなど動物から人に感染する病気の総称です。原因は、ペットにかまれたときやひっかかれたときの傷、エサの口移しなどがあります。次の点に気を付けましょう。
- ・エサの口移しやスプーンの共用など過剰な触れ合いは控える
 - ・動物に触れたら必ず手洗いを
 - ・ふん尿はすぐに処理し、動物の身の回りは清潔にする
 - ・犬は、狂犬病の予防接種を受ける

🐾 動物愛護フェスティバルえひめ2015

日時 9月27日(日) 10時～14時30分

※ 雨天時は13時30分～表彰式のみ実施

場所 ひめぎんランド(松山市恵原町592)

※ 雨天時は松山市保健所(萱町6丁目30-5)

催し物 式典、犬のしつけ方教室、マイクロチップ無料装着(先着20人)、移動動物園、ドッグランなど

☎ 松山市保健所生活衛生課 ☎ 911-1862

愛媛県動物愛護センター ☎ 977-9200

🐾 動物愛護啓発パネル展

動物の愛護と適正な飼育について関心と理解を深めてもらうため、動物愛護のパネル展示をします。

日時 9月25日(金)～10月1日(土)(土、日除く)

場所 役場庁舎1階ロビー

☎ 町民課生活環境係 ☎ 985-4117